

## 愛知県立大学図書館利用規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学術情報センター規程第6条第2項の規定に基づき、愛知県立大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県立大学（以下「本学」という。）の教職員（法人本部職員を含む。）
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の非常勤講師
- (4) 本学の学部学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生を含む。）
- (5) 本学の大学院学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生を含む。）
- (6) 本学の研修員
- (7) 本学の客員共同研究員
- (8) 本学を退職した教員（名誉教授を除く。）
- (9) 本学の卒業生及び大学院修了者
- (10) 県民公開利用者
- (11) その他学術情報センター長（以下「センター長」という。）の許可を受けた者

2 前項第10号に該当する者については別に定める。

#### (利用カードの交付及び返還)

第3条 前条第1項第1号から第9号に該当する者で図書館を利用しようとする者には、利用カードを交付する。

2 前条に掲げる利用者がその資格を失った場合は、速やかに利用カードを返還しなければならない。

3 利用カードの様式については別にセンター長が定める。

#### (開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後9時20分までとする。ただし、センター長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

#### (休館日)

第5条 休館日は次のとおりとする。ただし、臨時休館については、そのつどセンター長が定める。

- (1) 日曜日、土曜日

- ( 2 ) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
  - ( 3 ) 年末年始（ 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで）
  - ( 4 ) 開学記念日（ 5 月 1 5 日）
  - ( 5 ) 館内整理日（毎月第 3 月曜日。ただし、その日が休日の場合は、その翌日）
  - ( 6 ) 蔵書点検期間（ 3 月 2 1 日から 4 月 3 日まで及び 8 月 1 1 日から 8 月 2 5 日まで）
- 2 センター長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、臨時開館することができる。

## 第 2 章 書庫内検索

### （書庫内検索）

第 6 条 書庫へ入庫して検索・調査することができる者は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 教職員（法人本部職員を含む。）
- ( 2 ) 大学院学生
- ( 3 ) 学部 4 年生
- ( 4 ) その他センター長の許可を受けた者

## 第 3 章 館内閲覧

### （館内閲覧）

第 7 条 利用者は、開架図書を自由に閲覧することができる。開架図書については、図書請求票を係員に提出の上、これを閲覧することができる。

- 2 開架図書の閲覧冊数は、同時に 5 冊までとする。
- 3 利用者は、閲覧を終えた開架図書を所定の場所に戻さなければならない。開架図書の場合は、係員に返却しなければならない。
- 4 図書請求票の様式については別にセンター長が定める。

## 第 4 章 館外貸出

### （館外貸出）

第 8 条 図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）の貸出を受けようとする者は、当該図書に利用カードを添えて提出する。

- 2 利用者は、必要とする図書が他に貸出されている場合は、予約することができる。予約が複数の場合は受付順による。
- 3 利用者は、前項の予約がない場合に限り、所定の手続を経て貸出期間の更新を 1 回に限り受けることができる。ただし、雑誌は更新することができない。
- 4 県民公開利用者については別に定める。

### （貸出冊数及び期間）

第 9 条 貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

区 分	冊 数	期 間
教員	1 5 0 冊以内	1 年以内

職員(愛知県公立大学法人職員を含む。)	10冊以内	1か月以内
名誉教授	10冊以内	6か月以内
非常勤講師	10冊以内	1か月以内
学部学生(科目等履修生、聴講生、 特別聴講生及び研究生を含む。4年生を除く。)	5冊以内	2週間以内
学部4年生	10冊以内	1か月以内
大学院学生(科目等履修生、聴講生、 特別聴講生及び研究生を含む。)	10冊以内	1か月以内
研修員	10冊以内	1か月以内
客員共同研究員	10冊以内	1か月以内
退職した教員(名誉教授を除く。)	10冊以内	1か月以内
卒業生及び大学院修了者	5冊以内	2週間以内
その他センター長が許可した者	センター長が定める冊数及び期間	

- 2 前項の規定にかかわらず、雑誌の貸出期間は1週間以内とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、センター長は、貸出冊数及び期間を変更することができる。

- 4 県民公開利用者については別に定める。

(貸出禁止図書)

第10条 次の各号に掲げる図書は、貸出することができない。

- (1) 貴重書
- (2) 基本参考図書
- (3) 新聞、新着雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) 機械可読資料
- (6) その他センター長が指定した図書

- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が許可する場合は、貸出することができる。

- 3 第1項第1号、第4号及び第5号の取扱いについては、別に定める。

(転貸の禁止)

第11条 貸出図書は、転貸してはならない。

(貸出図書の返却及び督促)

第12条 利用者は、貸出図書を貸出期間内に返却しなければならない。センター長は、図書の返却を怠った者に対して督促することができる。

- 2 次の各号に掲げる場合は、直ちに返却しなければならない。

- (1) 利用者がその資格を失ったとき
- (2) 図書の点検その他の理由により、センター長が返却を求めるとき

## 第5章 複写

### (複写)

第13条 利用者は、図書館の図書の複写を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

## 第6章 参考調査

### (参考調査)

第14条 利用者は、教育・研究等のため、必要がある場合は、参考調査及び学術情報の提供を依頼することができる。

## 第7章 相互利用

### (相互利用)

第15条 教職員及び学生が、他大学図書館等の図書の利用を希望する場合は、図書館を通して依頼することができる。ただし、利用に要する費用は、依頼した者が負担する。

2 図書館は、他大学図書館等から図書の利用の依頼があった場合は、学内の利用に支障のない範囲で、これに応ずることができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

## 第8章 雑則

### (弁償責任)

第16条 利用者は、図書を亡失若しくは損傷した場合又は施設若しくは設備に損害を与えた場合は、直ちにセンター長に届け出た上、弁償しなければならない。

### (利用停止)

第17条 センター長は、この規程に違反した者及び愛知県立大学学術情報センター規程第2条の運営上の目的に違反した者に対し、その利用を停止又は禁止することができる。

### (補則)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、センター長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和43年12月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成元年2月14日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日評議会承認。愛知県立女子短期大学の廃止に伴う学内関係 規程等の整理に関する規程）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

1 この規程の施行の際現に第26条による改正前の愛知県立大学附属図書館利用規程の規定に基づいて作成されている図書請求票の用紙は、同条による改正後の愛知県立大学附属図書館利用規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。